

令和7年第2回大山町教育委員会

招集年月日 令和7年2月25日（火） 午前9時30分

招 集 場 所 名和公民館 第1会議室

出 席 委 員

1 番		門脇明子	2 番		向陽寛孝	3 番		甕山洋美
4 番		山本健一						

その他の出席者

日 程

1. 開会宣言（午前 時 分）

2. 議事日程

日程第 1 会議時間の決定 自 午前 時 分 至 午前 時 分

日程第 2 教育長報告並びに連絡事項

日程第 3 議案第 1 号 議会の議決を経るべき事件の議案について
（大山町上大山辺地に係る総合整備計画の策定について）

日程第 4 議案第 2 号 議会の議決を経るべき事件の議案について
（令和6年度大山町一般会計補正予算（第11号）教育委員会所管の予算）

日程第 5 議案第 3 号 議会の議決を経るべき事件の議案について
（令和7年度大山町一般会計予算 教育委員会所管の予算）

日程第 6 議案第 4 号 令和7年度教育施設等工事計画の策定について

日程第 7 議案第 5 号 令和7年度準要保護児童生徒の認定について

日程第 8 議案第 6 号 指定学校の変更について

日程第 9 議案第 7 号 区域外就学について

3. その他

4. 次回の開催日程 令和7年 3月 日（ ） 午 時 分

5. 閉会宣言（午前 時 分）

報 告 事 項

月 日	曜日	件 名
1 月 28 日	火	お正月大会(大山きょうぼく保育園) 嘉手納町人材育成交流事業 歓迎式(保健福祉センターなわ)
29 日	水	嘉手納町人材育成交流事業 スキー体験(だいせんホワイトリゾート)、公式歓迎会
30 日	木	嘉手納交流(大山西小)、大山西小学習会閉講式
31 日	金	嘉手納町人材育成交流事業 お別れ式(名和公民館)
2 月 3 日	月	大山町青少年指導委員会、名和小CS学校運営協議会
4 日	火	六長合同会議、西部町村教育委員会合同研修会、交流・情報交換会
5 日	水	連絡調整会議、大山中学習会閉講式
6 日	木	プロジェクトY研修発表、テメキュラ30th実行委員会
10 日	月	大山自然歴史館訪問
12 日	水	子ども子育て会議、中山中・名和中学習会閉講式
13 日	木	西部地区同和問題研修会
14 日	金	大山青年の家意見交換会
15 日	土	テメキュラ市中学生派遣生徒選考会
17 日	月	中山中CS学校運営協議会
18 日	火	大山保育所冬みつけ、教職員人事第2回教育長ヒアリング(米子市)
19 日	水	連絡調整会議、管理職会議、人材戦略会議
20 日	木	立命館大学名誉教授野田先生来庁(午後～)
21 日	金	全員協議会、管理職等対象後援会(午前)
25 日	火	定例教育委員会、西伯郡教育長会

今 後 の 予 定

26 日	水	全員協議会、議会開会
27 日	木	全員協議会、議会(質疑・討論・採決)
28 日	金	日野川河川会議
3 月 1 日	土	大山さんサンフェス
3 日	月	六長合同会議、町教育振興会理事会、佐藤校長講演会
6 日	木	県立高校一般入試(～7日)
8 日	土	教職員人事最終折衝(～9日 鳥取市)
11 日	火	町内中学校卒業式、臨時教育委員会(予定)
19 日	水	町内小学校卒業式

議案第 1 号

議会の議決を経るべき事件の議案について

(大山町上大山辺地に係る総合整備計画の策定について)

このことについて、町長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づく意見を求められたので、同意を求める。

令和 7 年 2 月 25 日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

【参考】

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育委員会の意見聴取)

第 29 条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

議案第 2 号

議会の議決を経るべき事件の議案について

(令和 6 年度大山町一般会計補正予算 (第 1 1 号) 教育委員会所管の予算)

このことについて、町長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号) 第 2 9 条の規定に基づく意見を求められたので、同意を求める。

令和 7 年 2 月 2 5 日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

【参考】

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育委員会の意見聴取)

第 29 条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

議案第 3 号

議会の議決を経るべき事件の議案について

(令和 7 年度大山町一般会計予算 教育委員会所管の予算)

このことについて、町長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づく意見を求められたので、同意を求める。

令和 7 年 2 月 2 5 日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

【参考】

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育委員会の意見聴取)

第 29 条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

議案第 4 号

令和 7 年度教育施設等工事計画の策定について

令和 7 年度に実施する 1 件 1 0 0 万円以上の工事計画を策定することについて、承認を求める。

令和 7 年 2 月 2 5 日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

【参考】

○大山町教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則
(委任)

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(13) 1 件 1, 000, 000 円以上の工事の計画の策定に関すること。

議案第 5 号

令和 7 年度準要保護児童生徒の認定について

令和 7 年度 準要保護児童生徒の認定について、次のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 2 5 日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

1. 令和 7 年度 準要保護児童生徒認定候補者（追加）

申請児童生徒数 1 人（詳細別紙） 認定児童生徒数 人

議案第 6 号

指定学校の変更について

下記のとおり指定学校変更の申立てがあり、学校教育法施行令第 8 条の規定により、指定学校を変更するものとする。

令和 7 年 2 月 2 5 日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

記

1. 指定学校変更の申立て 1 件 (詳細別紙) 認定件数 件

議案第 7 号

区域外就学について

下記のとおり区域外就学の申立てがあり、学校教育法施行令第 9 条の規定により、区域外就学を許可するものとする。

令和 7 年 2 月 2 5 日

大山町教育委員会教育長 鷲見 寛幸

記

1. 区域外就学の申立て 1 件(詳細別紙) 認定件数 件